

1. 学校法人会計における 2019（令和元）年度決算の概要

学校法人は、1971（昭和 46）年制定の「学校法人会計基準（文部省令）」に従って会計処理を行い、所定の計算書類を作成して届け出る義務を有している。また、学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成 25 年 4 月 22 日文部科学省令第 15 号）に基づき計算書類の様式を変更している。計算書類は「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」から構成されている。

(1) 2019（令和元）年度資金収支計算書の規模と概要

資金収入では、2019 年度予算学生総数に比して実学生総数が増加し、学費の納入率が見込みを上回ったこと等により学生生徒等納付金収入が予算に比して増加（8 億 1,000 万円）した。手数料収入は、大都市圏における定員管理の厳格化が適用され、各大学が合格者数を絞り込んできていることから、受験生全体の安全志向が高まり、上位大学および中堅大学への出願を控える傾向にあったため、本学の志願者数も減少し、減額（1 億 500 万円）となった。寄付金収入については、中央大学サポーターズ募金や奨学寄付金が増加したものの、教育環境充実資金寄付金並びに Chuo Vision2025 募金が減少したことから、予算に比して減少（8,200 万円）した。受取利息・配当金収入は、低金利環境が続く中、安全性と流動性を重視し、利息収入を確保した。前受金収入は、学部新入生数が予算新入生数に比して増加したことや学費納入時期の見込みを上回ったこと等により増加（1 億 200 万円）した。その他の収入においては、将来の大規模施設建替更新への備えとして計画的に予算計上している 20 億円（減価償却引当特定資産 10 億円、施設等拡充引当特定資産 10 億円）の繰り入れ先を、2018 年度分から既存キャンパスの更新時期までに、減価償却引当特定資産の残額を増加させることを目的として集約することとしたことから、前年度に施設等拡充引当特定資産へ繰り入れた分の組み替えを行うための取り崩しを行い、全体で増加（9 億 7,000 万円）した。これらにより、当年度収入合計は予算より 16 億 3,500 万円増加し 870 億 1,600 万円となった。

資金支出では、人件費支出において、教職員の前年度末退職者及び期中退職者の増等により、教員人件費支出及び職員人件費支出が予算に比して減少（4 億 8,400 万円）し、退職金支出が増加（5,800 万円）したが、全体では予算に比して減少（4 億 2,600 万円）した。「中長期事業計画（Chuo Vision 2025）」関係では、グローバル館新築工事、国際教育寮新築工事、学部共通棟（仮称）新築工事、都心キャンパス整備及びスポーツ振興・強化等に係る執行があった。また、教育研究経費支出において、「教育力向上特別予算」「グローバル化推進特別予算」及び「学長戦略費」の執行の他、後樂園キャンパスサーバー環境の更新等の執行があったが、教育研究経費支出全体では、経費節減や低価格での物品調達努力等により、予算に比して減少（9 億 9,000 万円）した。管理経費支出では、ホームカミングデー関連経費の増加及び予算計上していた一部の計画が執行内容により教育研究経費支出や施設関係支出から振り替わったこと等により予算に不足が生じ、予備費を充当した（1 億 2,000 万円）。資産運用支出では、予算編成時の計画に加え、他の会計からの繰り入れ及びその他の収入において述べた理由等により、全体では予算に比して増加（14 億 3,300 万円）した。

この結果、当年度収支差額は予算より 21 億 2,300 万円改善し、16 億 5,700 万円の収入超過となった。また、翌年度繰越支払資金については、予算より 34 億 8,900 万円増加し、215 億 1,800 万円となった。

(2) 2019（令和元）年度事業活動収支計算書の規模と概要

[教育活動収支差額]

資金収支状況で説明した理由と同様、学生生徒等納付金、寄付金及び経常費等補助金が増加し、支出においても執行が予算内に収まっているため、全体では 24 億 3,500 万円の収入超過になっている。

[教育活動外収支差額]

受取利息・配当金の増により事業活動収入が増加しているため、全体では 2,400 万円の収入超過になっている。

この結果、経常収支差額は、24 億 6,000 万円の収入超過となった。

[特別収支差額]

その他の特別収入等の増により事業活動収入が増加しているが、事業活動支出において退職給与引当金特別繰入額を計上しているため、9 億 3,400 万円の支出超過になっている。

この結果、経常収支差額と特別収支差額を合算した基本金組入前当年度収支差額は、27 億 4,200 万円の収入超過となり、基本金組入額 36 億 6,700 万円を控除した当年度収支差額は、6 億 4,400 万円の支出超過となった。これに、前年度繰越収支差額を加算した翌年度繰越収支差額は、予算より 30 億 1,700 万円改善しているが、249 億 5,800 万円の支出超過になっている。

(3) 貸借対照表

資産の部では、有形固定資産において、後楽園校地隣地取得により土地が増加し、グローバル館・国際教育寮新築工事により建物が増加したこと等により、全体で 122 億 5,800 万円の増加となった。特定資産においては、予算編成時に計上していた将来の大規模施設建替更新に備えた 20 億円の計画組入を行ったが、「中長期事業計画 (Chuo Vision 2025)」のキャンパス整備に係る執行額分を施設等拡充引当特定資産から取り崩したこと等により 10 億 6,000 万円の増加となっている。その他の固定資産においては、国際教育寮新築工事に係る会計処理により長期前払金が増加しているが、文京ガーデンゲートタワー解約に伴う保証金の減少（1 億 3,100 万円）及び貸与奨学金の返還等による減少幅がその額を上回り、2 億 1,200 万円の減少となっている。また、流動資産においては、現金預金が増加したこと等により、13 億 4,300 万円の増加になっている。これらの結果、資産の部全体では、前年度から 144 億 4,900 万円増加し、2,042 億 1,400 万円となった。

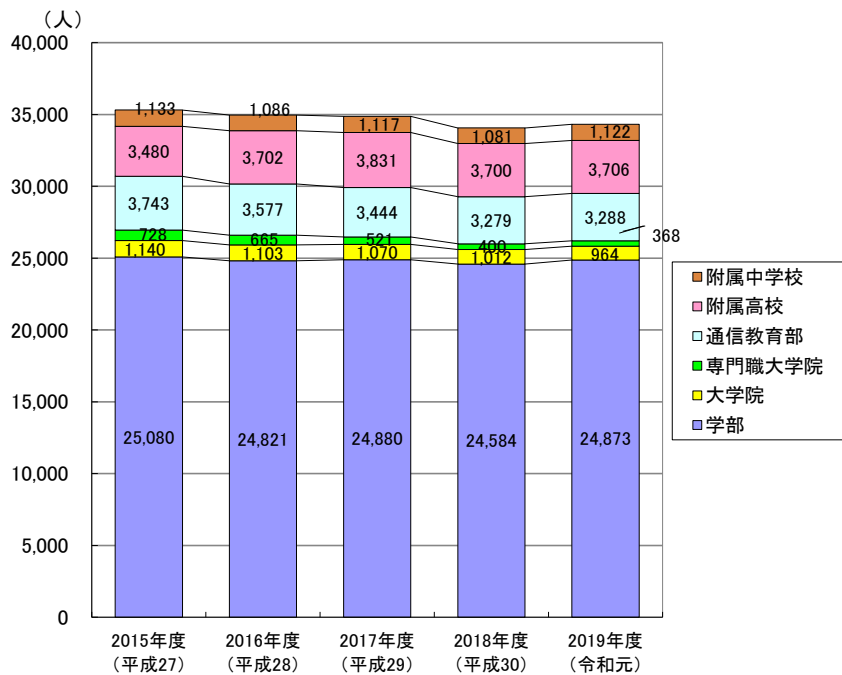
負債の部では、後楽園校地隣地取得時の借入金と国際教育寮新築工事に係る会計処理による未払金がそれぞれ増加したこと等により、114 億 2,600 万円の増加となった。

純資産の部では、第 1 号基本金及び第 3 号基本金がそれぞれ増加（36 億 2,600 万円）し、繰越収支差額が 6 億 200 万円悪化しているが、全体では前年度に比べ 30 億 2,400 万円増加し、1,646 億 5,100 万円となった。

なお、これらの計算書は、文部科学省の定めた「学校法人会計基準」に基づき、厳格に計上され、各計算書を含め公認会計士による監査を受けた後、文部科学省に提出され、定期的に会計検査院の検査を受けている。

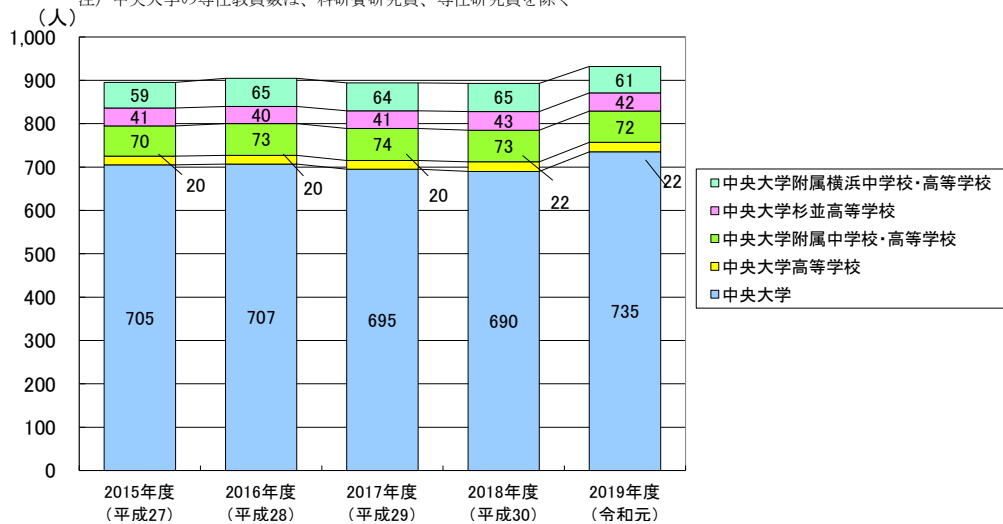
(4) 学校法人会計における各種データ

① 学生・生徒数の推移（各年度5月1日現在）

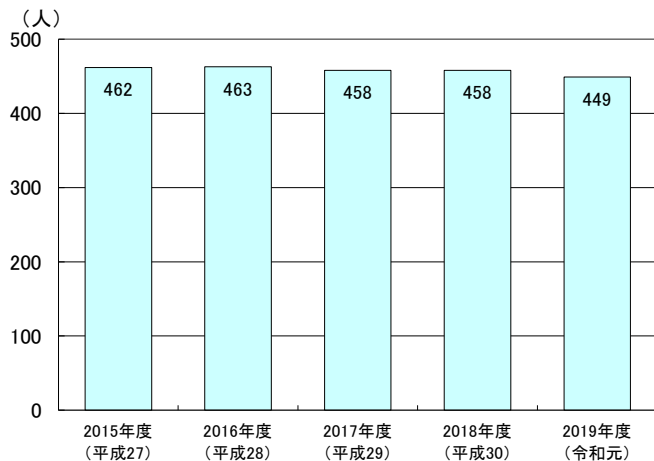


② 専任教員数の推移（各年度5月1日現在）

注) 中央大学の専任教員数は、科研費研究員、専任研究員を除く



③ 専任職員数の推移（各年度5月1日現在）



(5) 学校法人会計における財産目録 (令和2年3月31日現在)

① 資産の部	204,214,034,624 円
(7) 有形固定資産	105,082,537,502 円
土地	31,108,415,280 円

土 地		
【校地名称】	【地 積】	【取得価額】
	m ²	円
多摩校地	505,126.54	3,084,434,860
富坂校地	29,282.37	10,390,046,940
駿河台校地	1,942.00	290,938,991
野尻校地	53,717.00	226,546,280
富浦校地	5,770.00	51,929,210
南平校地	7,193.86	643,060,308
戸田校地	2,357.00	11,785,000
堀之内校地	1,120.09	551,382,980
練馬校地	60.21	1,094,643
葉山校地	13,118.27	56,804,690
湯河原校地	1,863.72	6,603,045
市ヶ谷校地	4,122.86	3,968,368,850
東豊田校地	978.07	221,449,206
市ヶ谷田町校地	1,495.26	4,019,157,763
山手校地	9.02	1,453,446
牛久保校地	17,747.73	3,556,092,683
大棚校地	6,082.14	1,012,926,599
小金井校地	47,360.38	2,941,815,586
杉並校地	3,099.00	72,524,200
計	702,445.52	31,108,415,280

建物	51,085,989,334 円
----	------------------

建 物		
【建物名称】	【面 積】	【帳簿価額】
	m ²	円
多摩校舎	217,391.52	26,045,105,874
理工学部校舎	81,031.26	8,936,828,395
駿河台記念館	9,989.25	1,806,360,059
野尻湖セミナーハウス	2,583.44	397,412,794
富浦臨海寮	1,522.81	27,109,298
学友会体育部南平寮	6,412.15	273,411,215
戸田学友会ボート部合宿所	1,294.89	53,751,671
葉山学友会ヨット部合宿所	639.51	79,167,080
硬式野球部合宿所	1,110.89	196,291,079
旧葉山寮	612.85	915,799
旧湯河原寮	273.46	398,803
市ヶ谷校舎	16,674.51	616,276,495
学友会体育連盟東豊田寮	2,045.89	308,634,182
市ヶ谷田町校舎	7,818.47	2,444,875,542
附属横浜中学校・高等学校校舎(牛久保)	14,959.49	2,777,485,983
附属横浜中学校・高等学校校舎(大棚)	569.22	86,231,884
附属高等学校校舎	29,598.73	3,147,725,050
杉並高等学校校舎	13,471.79	2,160,241,244
附属中学校校舎	8,459.11	1,727,766,887
計	416,459.24	51,085,989,334

構築物		2,215,873,159	円
教育研究用機器備品	18,972 点	3,587,899,956	円
管理用機器備品	674 点	137,158,024	円
図書	2,417,224 冊	15,667,392,483	円
車輛舟艇航空機	38 点	12,595,614	円
建設仮勘定		1,267,213,652	円
(イ) 特定資産		71,843,684,655	円
第3号基本金引当特定資産		17,820,823,356	円
退職給与引当特定資産		6,961,995,020	円
減価償却引当特定資産		9,422,889,566	円
施設等拡充引当特定資産		34,699,793,718	円
教材改訂引当特定資産		200,000,000	円
教育充実引当特定資産		2,448,864,037	円
奨学充実引当特定資産		289,318,958	円
(ウ) その他の固定資産		4,520,116,733	円
電話加入権	946 口	22,508,296	円
施設利用権		3,611,948	円
教育研究用ソフトウェア	98 組	205,499,245	円
管理用ソフトウェア	16 組	9,475,858	円
ソフトウェア仮勘定	1 組	2,915,000	円
有価証券		50,500,000	円
収益事業元入金		20,000,000	円
長期貸付金	厚生資金貸付他	16,121,766	円
学生貸費	学生への貸付金	3,094,870,550	円
保証金	建物敷金他	752,317,992	円
長期前払金	国際教育寮関係	342,296,078	円
(エ) 流動資産		22,767,695,734	円
現金預金		21,518,309,906	円
未収入金	私立大学退職金財団交付金他	735,546,279	円
短期貸付金	厚生資金貸付他	9,421,083	円
前払金	在外研究員留学費他	504,418,466	円
② 負債の部		39,562,886,322	円
(7) 固定負債		25,948,842,850	円
長期借入金	校地取得資金他	8,547,250,000	円
長期未払金		3,011,531,508	円
退職給与引当金		14,390,061,342	円
(イ) 流動負債		13,614,043,472	円
短期借入金	校地取得資金他(返済期限が1年以内の借入金)	865,500,000	円
未払金	私立大学退職金財団掛金他	445,137,614	円
前受金	令和2年度授業料他	11,208,364,570	円
預り金	給与所得税他	1,095,041,288	円
差引正味財産		164,651,148,302	円

2. 収益事業会計における 2019（令和元）年度の概要

本学の収益事業は、エクステンションセンター多摩キャンパス事業課が所管しており、大別すると出版、学生サービス及び生命保険代理店業務の3部門で構成され、出版活動を中心に収益力の向上による大学財政への寄与を目指している。

しかし、出版界は1996年をピークに長期低落傾向が続いており、業界全体では販売部数も低調となっている。さらに、インターネットを通じた電子書籍の台頭もあり、本学出版部も書籍の売上は低調な結果となった。

2019年度における各事業部門別の概況は以下のとおりである。

(1) 出版部門の概況

出版界は、出版情報メディアの多様化の中、書籍・雑誌類の年間売上の長期低迷が続いている状況にある。この数年、書店では経営効率の悪い小型店・中型店が減少し、専門書のスペースを縮小し代わりにDVD・CDやゲームソフト等を置くことを経営戦略とする全国展開型の大型書店化がさらに進んでおり、中小出版社の経営状況は一段と厳しくなっている。

大学出版部の出版活動は、研究者の研究成果を世に問うという使命を大きな特色とし、当出版部の出版物は、学部・大学院等の学内機関の教育研究成果を、研究叢書（単行本）、紀要・論集（雑誌類）という形で公刊する「受託出版本」と、本学専任教員等が執筆する学術専門書、教科書等の「自主企画本」に大別される。受託出版については、編集・校正の立場から精度の高い良質な本作りに努力し、自主企画本については、出版助成制度を活用した企画を支援する等を通じて、有意義な刊行企画と点数の増加に向けて積極的な働きかけを行っている。その他、学外からの出版計画にも応じ、当出版部の出版目的に適うものについては「自費出版」として商品化する等、広範な出版事業の展開に努めている。この結果、単行本の出版総点数は創設以来1,210余点に達している。

本年度の出版状況は、単行本については16点（前年度比11点減）の新刊を出版した。その内容は事業課独自の企画による自主企画単行本が2点（前年度比2点減）、研究所等大学機関が発行する叢書等の受託出版が14点（前年度比5点減）、自費出版が0点（前年度比4点減）である。また、4点の単行本について増刷（前年同数）を行った。紀要・学術雑誌類は48点（前年同数）、出版総ページ数は18,782ページ（前年度比3,777ページ減）の実績となった。

営業面では取次会社、有力書店への売り込み活動、特に当出版部刊行書籍の店頭への常設に応じる協力店、常備書店の営業拡大に努めた。今般、都心キャンパス整備等の一環として、出版部分室が所在していた駿河台記念館の建て替え工事のため、一ツ橋ビルへの一時移転となった。移転先では、十分な倉庫・事務スペースの確保ができなかったため、これまで営業活動の中心としていた新規常備書店の獲得、常備セット数の拡大を中止することとした。しかし、これまでの協力店、常備書店に対しては、各書店独自選定による長期委託での配本は継続しており、前年度の21店から31店（前年度比10店増）、配本冊数1,934冊から2,160冊（前年度比226冊増）と増加した。また、新刊案内等の広告については、出版情報の一元化、出版流通のインフラ整備を目的とする出版情報登録センター（JPRO）に加入した。近刊の予約販売、取次会社や書店での仕入れの検討、図書館での購入検討等、活用が期待される。しかし、単行本の出版点数が昨年度より減少したことに加え、当出版部の書籍のほとんどが学術専門書のため、一般書籍に比較して返品率も高く、加えて出版不況の状況下において売上げを回復するには至らなかった。

(単位：千円)

出版部門の支出		出版部門の収入	
売上原価	8,949	製品売上高	22,305
単行本在庫調整勘定	1,045		
受託出版費	86,075	受託出版収入	95,156
販売費及び一般管理費	61,745		
計	157,814	計	117,461
		差引収益	△ 40,353

(2) 学生サービス部門の概況

学生サービス部門には、清涼飲料水をはじめとする各種自動販売機の設置によるサービス提供があり、これらのマージンが手数料収入に計上される。コンビニエンスストア等小売店での廉価販売等の影響もあり、売上実績が低調となったため、手数料収入は 4,928万円（前年度比 228万円減）、これに対する費用は発生しなかったため、差益は 4,928万円（前年度比 228万円減）になった。

(単位：千円)

支 出		収 入	
販売費及び一般管理費	0	手数料収入	49,277
		差引収益	49,277

(3) 生命保険代理店部門の概況

保険代理店業務は、主力商品である「中央大学学生総合補償制度」について、保険契約者を学校法人中央大学として、附属の中学校・高等学校、大学、大学院の加入者を募集している。本年度は、生命保険代理店収入は 291 万円（前年度比 40 万円増）、これに対し、附属の中学校・高等学校募集分を費用として 47 万円（前年度比 6 万円増）計上したため、差益は 244 万円（前年度比 34 万円増）になった。

(単位：千円)

支 出		収 入	
生命保険代理店勘定	466	生命保険代理店収入	2,905
		差引収益	2,439

(4) 収益事業会計における財産目録 (2020(令和2)年3月31日現在)

① 資産の部		493,627,676 円
(ア) 流動資産		493,627,672 円
現金及び預金	3行 7口	439,233,000 円
売掛金	(株)トーハン 他	16,755,951 円
貸倒引当金		△ 180,000 円
商 品	校歌CD 他	1,900,084 円
製 品	株式会社設立論 他	93,660,059 円
単行本在庫調整		△ 60,710,278 円
未収収益	アペックス(株) 他	2,968,856 円
(イ) 固定資産		4 円
有形固定資産	4点	4 円
② 負債の部		79,484,886 円
(ア) 流動負債		42,365,171 円
未 払 金	共立多摩(株) 他	3,091,484 円
未払法人税等	八王子税務署	3,011,000 円
預 り 金	生命保険料預り 他	36,262,687 円
(イ) 固定負債		37,119,715 円
退職給与引当金		37,119,715 円
差引正味財産		414,142,790 円

監査報告書

2020年5月29日

学校法人中央大学 理事会 御中

監事 大澤成美

監事 黒田克司

監事 時津孝之

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人中央大学基本規定（寄附行為）第23条の規定に基づき、学校法人中央大学の2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席したほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人中央大学の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表及び活動区分資金収支計算書を含む。）、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び資本金明細表を含む。）、財産目録並びに収益事業に係る貸借対照表、損益計算書及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に違反する重大な事実はないものと認める。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

学校法人中央大学
理事会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 秀 敬 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野寺 勝 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、学校法人中央大学の2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人中央大学の2020年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上